

概 要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した疾病は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

要 旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、製図や設計等の図面作成業務に従事していたが、作業環境のため仕事に集中できずストレスがたまり、胃痛を自覚するようになったため、○病院を受診し、「自律神経失調症」（以下「本件疾病」という。）と診断された。その後、複数の病院を受診し、「うつ病」と診断された。

請求人は本件疾病が業務上の事由により発症したものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

会社での長期にわたる長時間の時間外労働、過重な業務及び上司の監督責任の義務違反や圧力により発症したと確信しており、監督署長の決定を不服としているため。

3 原処分庁の意見

監督署長は、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

(1) 発症時期について

請求人は I C D - 10 診断ガイドラインに示されている「F 45 身体表現性障害」を含む「F 4 不安障害」を平成○年頃から発症していると認められる。

(2) 出来事の心理的負荷の評価

・ 出張作業で作業のやり直しを繰り返し命じられ、残業や出勤が増えたことについては「役割・地位等の変化（配置転換があった）」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

・ やり直しを繰り返し命じられ、更に職員の私語がうるさく、仕事に集中出来ない、イライラし、ストレスが溜まり、時間外労働の増加があったことについては「仕事の量・質の変化（勤務・拘束時間が長時間化した）」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

・ 経験のない業務を担当し、新人の指導等により業務量が増え、睡眠不足、めまい等の症状が出現したことについては「仕事の量・質の変化（勤務・拘束時間が長時間化した）」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

(3) 出来事に伴う変化を評価する視点

出来事以降に過大な責任が生じたこと及び恒常的な時間外労働が発生した事実は認めら

れない。

(4) 業務以外の心理的負荷の評価及び個体側要因の評価について

育児において家庭にトラブルがあったことについては「夫婦のトラブル、不和があった」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅰ」である。

また、子が入院したことについては、「配偶者や子供が重い病気やケガをした」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅲ」であるが、その後の療養経過等から「Ⅱ」程度に修正した。

請求人の性格について、請求人自身、真面目、几帳面等と述べており、関係者からは、几帳面等と述べる一方、細かことを気にする、間違いも多いとの申述もある。

(5) 結論

以上から、業務による心理的負荷の強度は「Ⅱ」であり、「特に過重」とは評価できないことから、総合評価は「強」とは認められない。

4 審査官の判断

(1) 発症時期について

請求人は I C D - 10 診断ガイドラインに示されている「F 45 身体表現性障害」を含む「F 4 不安障害」を平成〇年頃から発症していると認められる。

(2) 出来事の心理的負荷の評価

・ 出張作業で上司から作業のやり直しを繰り返し命じられ、残業や出勤が増えたことについては「役割・地位等の変化（転勤をした）」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

・ 経験のない業務を担当し、新人の指導等により業務量が増え、睡眠不足、めまい等の症状が出現したことについては「仕事内容・仕事量に大きな変化があった」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

・ 請求人は、上司の親族の葬儀中の電話で怒鳴られたことも体調を崩した原因に含まれると申述していることは、「上司とのトラブル」（強度はⅠ）に該当するが、仕事を巡って明確な対立が生じ周囲にも客観的に認識されるような事態とは認められない。

(3) 出来事に伴う変化を評価する視点

時間外労働、休日労働の状況について、恒常的な長時間労働があったとは認められない。

(4) 業務以外の心理的負荷の評価及び個体側要因の評価について

育児において家庭にトラブルがあったことについては「夫婦のトラブル、不和があった」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅰ」である。

また、子が入院したことについては、「配偶者や子供が重い病気やケガをした」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅲ」であるが、その後の療養経過等から「Ⅱ」程度に修正した。

(5) 結論

以上から、業務による心理的負荷の総合評価は「強」とは認められず、また、特別な出

来事も認められないことから、業務上の事由によるものと認めることはできない。

したがって、監督署長が請求人に対して行った休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。